

# 健康保険 きょうと

2011  
12

〈発行者〉



全国健康保険協会 京都支部  
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634  
カラスマプラザ 21

電話番号：075-256-8630（代表）

〈発行〉平成23年12月20日発行 第17号

## 医療費等の還付を装った『振り込め詐欺』にご注意ください！

最近、協会けんぽや旧社会保険事務所等の職員を装った不審な訪問や電話があった旨の情報が寄せられています。実際に、詐欺を被り、数百万円単位のお金を振り込んでしまったケースも数件報告されています。

不審な訪問や電話があった場合は、用途不明の文書への署名・捺印や ATM の操作を行ったり、個人情報をお教えしたりすることはせず、協会けんぽへお問い合わせください。

## 病院等で立替払いをしたときはどうなるの？

療養費のお知らせ

健康保険では、保険医療機関の窓口で健康保険証を提示して受診する『現物給付』が原則となっています。ただし、「旅先で急病になった」、「資格取得の手続き中などで健康保険証が届いていなかった」、「やむを得ない事情で保険診療を受けることができず自費で受診した」など特別な場合は、申請により被保険者が負担すべき額との差額の払い戻しを受けることができます。

申請にあたっては、療養費支給申請書に必要な事項を記入いただき必要書類を添付のうえ、協会けんぽにご提出ください。また、申請等の詳細につきましては、協会けんぽまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会京都支部 業務グループ  
075-256-8630（代表）

### ? 申請するとき必要となる添付書類は？

健康保険証が手元にないなどで、やむを得ず全額自己負担したとき等

- ☑ 保険医療機関等が証明した傷病名の記載がある「領収（診療）明細書」（保険医療機関等の指定用紙の証明でも可能）
- ☑ 領収書（原本）

協会けんぽに加入した後、以前の国民健康保険等の健康保険証で診療を受けて、国民健康保険等に医療費を返還したとき

- ☑ 国民健康保険等に返還した際の領収書（原本）
- ☑ 国民健康保険等から受理した診療報酬明細書（レセプト）

海外滞在中にやむを得ず診療を受けたとき

- ☑ 病院等が発行した診療内容及び費用が記載された書類（診療内容明細書及び領収明細書）
- ☑ 上記の書類が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の住所と氏名が記載されているもの）

9歳未満の小児弱視等治療として用いる治療用眼鏡等（眼鏡及びコンタクトレンズ）を作成したとき

- ☑ 購入した治療用眼鏡等の領収書
  - ☑ 眼科医の「治療用眼鏡等作成指示書」
- ※支給限度額があります

治療用装具（療養のため医師の指示によりコルセット、サポーターなどの治療用装具）を装着したとき

- ☑ 医師が証明した「意見及び装着証明」
  - ☑ 装具の名称、種類等、内訳が記載された領収書（原本）
- ※補聴器・人工肛門用ペロツテ（人工肛門受便器）、松葉杖などは療養費の支給対象外です。

弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブ）を装着したとき

- ☑ 医師が証明した「弾性着衣等装着指示書」
  - ☑ 名称種類及びその内訳の費用額が記載された領収書の原本を添付してください。
- ※支給限度額があります

# “高額療養費”と“医療費控除”の違いって？

医療費が高額になったとき、負担を軽減するための制度として、健康保険には「高額療養費」制度があり、税法上では所得税に関する「医療費控除」があります。毎年税金の申告の時期には、医療費控除に関連して加入者の皆さまから高額療養費についてのお問い合わせをいただきますが、高額療養費と医療費控除には次のような違いがありますのでご注意ください。

	高額療養費	医療費控除
対象期間	1か月（月の1日～末日まで）	1年（1月1日～12月31日まで）
対象となる医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険で診療を受けた医療費</li> <li>●先進医療や自由診療のような<b>保険診療対象外の負担等は、高額療養費の対象となりません。</b></li> </ul> 例：分娩料、インプラント費用、入院時の食事代、差額ベッド代など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療や治療のためにかかった費用（自費で購入した風邪薬代や通院費等、保険診療以外の費用も対象となる場合があります。）</li> <li>※高額療養費の支給額は差し引きます。</li> <li>●出産にかかる費用</li> <li>※出産育児一時金の支給額は差し引きます。</li> <li>●入院時の食事代や、差額ベッド代のような<b>保険診療対象外の負担等も、医療費控除の計算対象となります。</b></li> </ul>
お問い合わせ・手続先	協会けんぽ 京都支部 業務グループ 075-256-8630（代表） <a href="http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,97.html">http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,97.html</a>	管轄の税務署 国税庁ホームページ <a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>

高額療養費の申請等の詳細につきましては、協会けんぽまでお問い合わせいただくか、協会けんぽホームページでご確認ください。

## 1 高額療養費とは？

1か月に保険医療機関の窓口で支払った医療費（自己負担額）が、一定の金額（自己負担限度額・下記参照）を超えたときは、超えた分が申請により払い戻される制度です。

## 2 高額療養費の自己負担限度額はいくら？

自己負担限度額は、被保険者の所得区分によって分かれます。前1年間に高額療養費の支給が3回以上あった場合は4回目の申請から『多数該当』となり、自己負担限度額が軽減されることがあります。

70歳未満の方	所得区分		自己負担限度額	多数該当
	①上位所得者（標準報酬月額53万円以上の方）		150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
	②一般所得者（①及び③以外の方）		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	③低所得者（市区町村民税の非課税者等）		35,400円（定額）	24,600円

70歳から74歳の方	所得区分		自己負担限度額	
			外来（個人ごと）	世帯単位（入院を含む）
	①現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方）		44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数該当=44,400円)
	②一般所得者（①及び③以外の方）		12,000円	44,400円
	③低所得者	II 市区町村民税の非課税者等	8,000円	24,600円
I 所得が一定基準以下の方等		15,000円		

**合算対象となる自己負担額** 70歳未満の方の合算できる自己負担額は、保険医療機関ごとに計算しますが、同じ保険医療機関であっても、医科入院・医科外来・歯科入院・歯科外来に分けて計算し、そのうち21,000円以上のものに限られます。なお、70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。